環境保全課からのおしらせ

禁止条例ができました 「米原市環境美化条例」フ月1



ポイ捨てされている光景を目に 沿いなどにはたくさんのごみが

市

内を歩いていると、

道や

されることがあると思います。

違反者に対しては…

犬のふんの放置禁止

条例で禁止されること

指導

から施行-

対象地域・人



勧告







ん害、

路上喫煙等を防止するた

条例の主な内容

市内すべてを対象地域とし、市民・事業者のほか、通勤・通学、または観光

所でのごみのポイ捨てや犬のふ

そこで、道や川など公共の

絶ちません。

みのポイ捨てや不法投棄が後を

部でモラルの低下が進み、ご

一方で価値観の多様化など

《境意識の高まりもあります

最近は「エコ」を合言葉に

がそれぞれの役割を担い、

地域

市役所、

市民、

事業者など

一体となってまち全体の環境

意識を高め、

良好で快適な生活

環境をつく

などで市内に滞在、通過する人も含みます。

飼い主は、袋などにふんを入れて持ち帰りましょう。

プポイ捨て禁止(たばこ、空き缶、ペットボトルなど) ごみは持ち帰るか、確実に回収容器に入れましょう。

と「米原市 っていこう

境美化条 を 7 月



指導後、違反が繰り返される場合は、段階を踏んでその事実を公表します。

条例の今後の展開について(予定)

- 美化重点区域・喫煙禁止区域の指定 皆さんと一緒に指定地域について検討していく予定です。
- 美化協力員の設置 環境美化の推進・啓発や違反者に対する指導などを行っていただく美化協力員を設置します。

命令

市民のみなさんへのお願い

- 土地所有者は土地の適正管理に努めましょう。 適正に管理されていない場所にごみが投棄されることが多いので、ごみを捨てさせないきれ いな環境を保ちましょう。
- ▶喫煙時はマナーを守って(吸い殻は灰皿に) たばこの吸い殻の散乱防止に努めましょう。

米原市における 主なごみの量の推移

B =	H20年度	H21年度	H22年度
可燃ごみ	3,5t	5,7t	3,7t
不燃ごみ	12,8t	11t	14,2t
テレビ	54台	49台	44台
エアコン	3台	4台	2台
冷蔵庫	6台	21台	20台
洗濯機	6台	9台	6台
廃タイヤ	317本	218本	224本

みなさんのご協力をお願いします。 ちに引き継いでいけるよう、 美しい自然環境を未来の子どもた 0

環境の創造と保全」を重要な課題と 例」を施行後、具体的な取り組みと なる「環境基本計画」を策定しまし して位置付けています。 た。その中でも、 左表のように、市内に放置されて 市では、 平成18年に「環境基本条 「安全で快適な生活

境へ影響を及ぼしています。

不法投棄も含め、一人では解決で

槓み重ねで大きく改善できます。 さない問題も、みなさんの心がけの なく、日々、

私たちの大事な自然環

いるごみの量は毎年大きく減ること

未来の世代に

☎経お |済環境部 環境保全課||問い合わせ 58-2230 ₩58-1630 (伊吹庁舎